

議案第19号

豊橋市立くすのき特別支援学校学則の一部を改正する規則について

令和5年3月27日提出

豊橋市教育委員会  
教育長 山西正泰

豊橋市立くすのき特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市立くすのき特別支援学校学則の一部を改正する規則

豊橋市立くすのき特別支援学校学則（平成26年豊橋市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（定員）</p> <p>第4条 高等部の定員は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p>（1） <u>普通科 75人</u></p> <p>（2） <u>産業科 26人</u></p> <p>（休業日）</p> <p>第8条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、教育上必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>（1） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 <u>（以下「休日」という。）</u></p> <p>（2）～（4） （略）</p> <p>（5） <u>あいち県民の日条例（令和4年愛知県条例第50号）に規定する11月21日から同月27日までの間の金曜日。ただ</u></p>	<p>（定員）</p> <p>第4条 高等部の定員は、<u>97名</u>とする。</p> <p>（休業日）</p> <p>第8条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、教育上必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>（1） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>（2）～（4） （略）</p>

<u>し、その日が休日に当たるときは、その前日</u> <u>(6)~(8)</u> (略)	<u>(5)~(7)</u> (略)
---	--------------------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。